

## 行政機構審議会 現地機関の見直し答申（案）概要

## 1 再編の背景・必要性

- ①交通網の整備・IT化の進展 ②現地機関の機能の確保 ③財政状況の厳しさや行政改革推進法の要請  
④市町村の役割の拡大と県の役割・権限の変化 ⑤現地機関間の連携の強化

## 2 目指す組織と見直しに当たっての基本的考え方

目指す組織 ○スリムで効率的な組織、○機能が発揮できる組織

## 現地機関見直しに当たっての基本的考え方

- ① 県民の方々の利便性に配慮したうえで、できるだけ広い管轄区域  
考慮事項 ◇広域圏・ブロックとしてのまとまり・一体性 ◇県の現地機関全体としての管轄区域の整合性 ◇利用者の利便性、業務のしやすさ ◇状況の変化（業務量、県の役割等）  
◇県と市町村との役割分担、二重行政の排除
- ② 指揮命令系統が単純で、組織間や市町村等との連携が取りやすい組織形態  
考慮事項 ◇県民の方々がわかりやすい組織、名称 ◇機関相互が調整、連携しやすい組織  
◇業務の共同化も含めた市町村との連携が取りやすい組織
- ③ 効率的な職員配置  
考慮事項 ◇業務内容 ◇業務量

## 3 現地機関ごとの現状、課題、見直しの方向性

## (1) 再編の議論対象現地機関

- 広域圏単位で管轄区域を検討する機関 地方事務所福祉課（福祉事務所）、保健所、農業改良普及センター、建設事務所
- 4ブロック単位で管轄区域を検討する機関 労政事務所、家畜保健衛生所  
教育事務所、消費生活センター
- その他の機関 農業大学校、農業関係試験場、砂防事務所

## (2) 管轄区域見直し

## ① 現地機関全体に共通する考え方

- ・原則として、本県の広域行政の単位として定着している10広域又は4ブロックを基本  
・ただし、その基本を踏まえ、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮

## ② 広域圏単位で管轄区域を検討する機関

## (7) 地方事務所福祉課（福祉事務所）〔現行10所〕

- ・生活保護等の業務量が少ない一部の所については、担当する職員の配置の集約  
・保健分野と福祉分野が、密接な連携を図っていくため、保健所に統合

## (4) 保健所〔現行10所6支所〕

- ・保健所全体の保健師業務の機能強化のため、支所は本所に統合  
・ただし、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮

## (ウ) 農業改良普及センター〔現行10所8支所〕

- ・少人数分散配置のセンター職員の体制を集約し、支所は本所に統合  
・ただし、農業生産の拠点地域や、本所と管内市町村間の時間距離等地域の特殊事情を考慮

## (イ) 建設事務所〔現行16所〕

- ・将来的な方向性として、基本的には10広域ごとに1所、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所等  
・災害対応等の観点での地域の安心感を考慮し、再編に多少時間をかけることも必要  
・専門性の確保の観点から、地域性に配慮したうえで、特定の業務は10所に集約

## ③ 4ブロック単位で管轄区域を検討する機関

## (7) 労政事務所〔現行4所1分室1駐在〕

- ・職員体制を集約し、1ブロック1所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合

## (イ) 家畜保健衛生所〔現行5所1支所〕

- ・鳥インフルエンザ対策等危機管理への迅速な対応の必要性から、現行の体制を維持

- (ウ) 教育事務所 [現行 6 所]
  - ・教科指導担当指導主事が相互補完をしている現状等を踏まえ、1 ブロック 1 所体制を基本
  - ・ただし、へき地校の多さなど地域性を考慮して、職員配置など人的・組織的対応や会議の開催場所等の工夫などサービス低下にならない措置を検討
- (エ) 消費生活センター [現行 4 所 1 支所]
  - ・国において、消費者行政の充実について検討中であり、具体的方向性を示すことはできないが、市町村との役割分担を勘案のうえ、県としての確な組織体制となるよう努力

#### ④ その他の機関

- (ア) 農業大学校 [現行農学部キャンパスが 2 箇所]
  - ・教育上の配慮と学部としての一体的・効率的運営の観点から、農学部は松代に集約
- (イ) 農業関係試験場 [現行 品目型 4 場 地域対応型 2 場 企画調整型 1 場]
  - ・品目別を基本に、品目の適地性にも考慮した試験研究体制に再編
  - ・その際には、地域によって気象条件等が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮
- (ウ) 砂防事務所 [現行 3 所]
  - ・災害の多い地域であることや、地元の信頼感を考慮し、現行の 3 所体制は維持
  - ・1 所当たりの職員数が少なくなっている状況から、一部業務を近隣の建設事務所に集約

#### ⑤ 関係者との意見交換やパブリックコメントの実施

- ア 建設・労働関係団体からの意見聴取
  - (ア) 長野県建設業協会
  - (イ) 日本労働組合総連合会長野県連合会
- イ 審議会に要望を出された下伊那地域の関係団体との意見交換
- ウ パブリックコメントの実施

#### (3) 総合現地機関についての考え方

##### (ア) 総合現地機関のメリット、デメリット・課題

- メリット 事務や権限を幅広く担う体制整備により、総合的行政サービスの提供が可能等
- デメリット 中二階的組織となるおそれ、責任の所在が不明確になり、屋上屋になるおそれ等
- 課題 建設事務所の状況から広域圏ごとに一つの総合現地機関としてまとまる状況でない

##### (イ) 対応案

- ・総合現地機関の設置は現時点では行わない
- ・地方事務所に、総合調整機能を持たせる

そのための措置 ①新たに「地方事務所設置条例」を制定

②管轄区域は、新たな条例で市を含む広域圏全体を規定

③新たな条例にて、各地域の現地機関全体の総合調整機能を地方事務所に付与

#### (4) その他の組織の見直し、業務の連携・集約等

- ・現地機関全体に共通する考え方として 10 広域又は 4 ブロックを踏まえた組織の見直し
- ・異なる機関の業務間の連携を深める手法、特定業務の一部事務所への集約等の検討

#### 4 県と市町村（広域連合）との業務共同化

- ・小規模町村が多いことや、広域連合の整備が進んでいる本県の状況を踏まえ、県・市町村を通じた業務の効率化を図るため、県と市町村（広域連合）との業務共同化についても検討
- ・そのため、共同化が可能な具体的業務の洗い出しや組織的体制づくりを含めた手法等について検討する県と市町村の事務レベルの検討会で検討が開始され、平成 20 年度末を目途に審議会に報告予定

#### 5 現地機関の再編を実施するに当たっての留意点

- (1) 答申に基づき必要な配慮をしたうえでの県の実施案の策定
- (2) 県民の方々、関係市町村、関係団体等への十分な説明
- (3) 今後の状況変化に対応した適時適切な現地機関の見直し